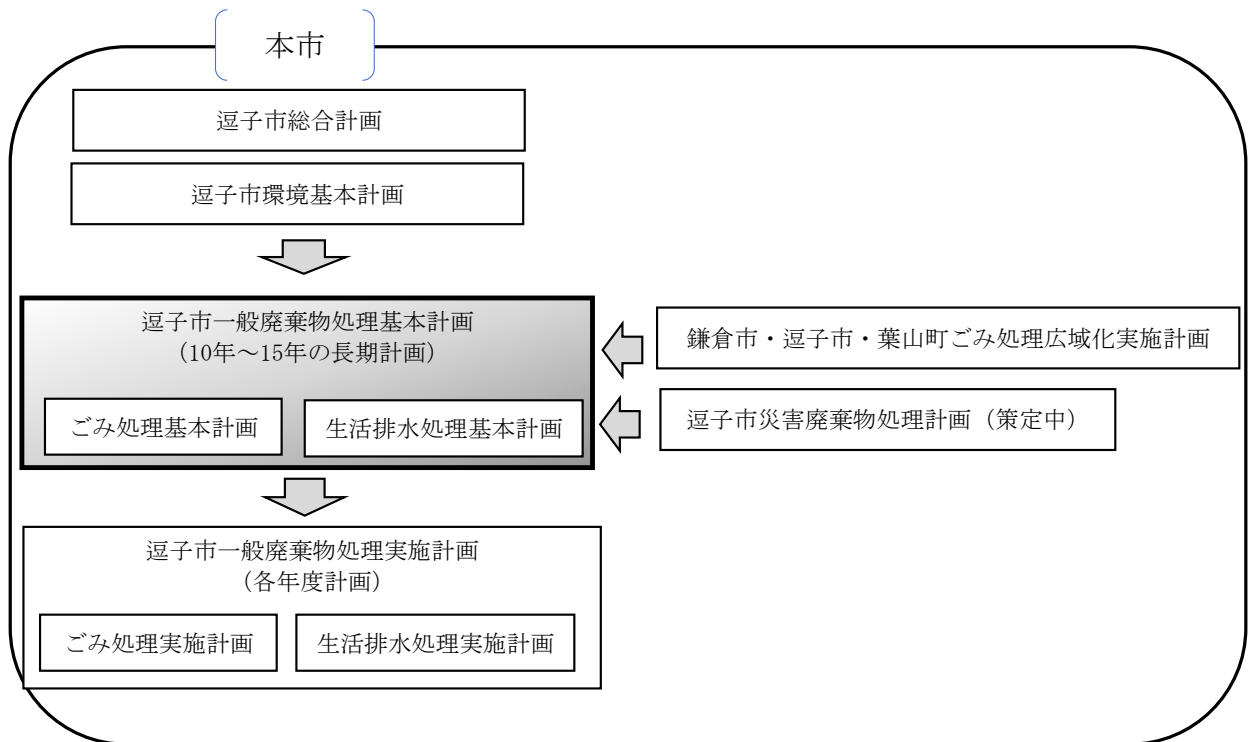


(注) *1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

*2 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法などリサイクルに関する法律



<一般廃棄物処理計画策定根拠>

市町村は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

<一般廃棄物処理計画の構成>

一般廃棄物処理計画は、前記法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成される。

また、それぞれごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成される。

図 一般廃棄物処理基本計画の位置付け及び構成